

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告(令和5年度報告)

山形県

1 被害防止計画の作成数、特徴等

市町村鳥獣被害防止計画の作成市町村は、令和6年9月末時点で、県内35市町村中34市町村となっている。
未作成は、県内の平坦地にある三川町のみであるが、三川町では過去に農作物被害が確認されていることから、今後も計画作成を働きかけ、県内全市町村での作成を目指す。

2 事業効果の発現状況

【評価対象市町村(被害防止計画満了市町村)】
 ・山形市では、本事業を活用した実施隊の活用経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業、柵設置を行ったが目標達成とならなかった。基準日と比較し被害は減少しているため、今後も整備事業やソフト事業の活用、地域ぐるみでの対策を促したい。
 ・上山市では、本事業を活用した緊急捕獲のソフト事業、柵設置を行い、目標を達成した。引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・天童市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲等のソフト事業を行い、被害額の目標を概ね達成した。引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・寒河江市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援などのソフト事業、柵設置を行い、目標を達成した。引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・朝日町では、本事業を活用した実施隊の活用経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業を行ったが目標達成とならなかった。ツキノワグマによる被害が急増しているため、今後は整備事業やソフト事業の更なる活用を促したい。
 ・村山市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援などのソフト事業、柵設置を行い、被害面積の目標を達成した。引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・米沢市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業、柵設置を行い、被害額の目標を概ね達成した。引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・南陽市では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業、柵設置を行い、目標を達成した。引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・高畠町では、本事業を活用した実施隊活動経費への支援、緊急捕獲などのソフト事業、柵設置を行い、目標を達成した。引き続き被害対策に取り組むよう促したい。

【再評価対象市町村(昨年度に改善計画を作成)】
 ・尾花沢市では、前年度の実績値より被害が減少となった。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・新庄市では、前年度の実績値より被害が減少となった。今後も、被害が増加しないよう、引き続き被害対策に取り組むよう促したい。
 ・鮎川村では、前年度の実績値より被害金額が増加となった。今後は、整備事業活用による柵設置の他、被害防除、環境整備についても一体的に対策を行うよう促したい。
 ・飯豊町では、前年度の実績値より被害金額が増加となった。今後は、整備事業活用による柵設置の他、被害防除、環境整備についても一体的に対策を行うよう促したい。

3 被害防止計画の目標達成状況

今回評価対象となった9市町村で金額又は面積が目標達成率70%以上となった市町は上山市、天童市、寒河江市、村山市、米沢市、南陽市、高畠町の7市町であった。残る山形市、朝日町の2市町については、主たる要因としては生息数及び範囲を拡大するツキノワグマ等による被害が増加しており、目標達成率70%以上とならなかった。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価	都道府県の評価	
										対象鳥獣	被害金額(万円)				被害面積(ha)					
											基準値	目標値	実績値	達成率	基準値	目標値	実績値			達成率
山形市鳥獣被害防止対策協議会	山形市	令和2年度～令和5年度	ニホンザル ツキノワグマ カモシカ イノシシ ニホンジカ ハクビシン タヌキ ノウサギ カラス ムクドリ ヒヨドリ オナガ カワウ・サギ類	1)有害捕獲	1)捕獲わなの購入 R3:箱わな 6基 R4:箱わな 4基 実施隊捕獲頭数 R3 569頭 R4 429頭 R5 552頭 ・わな設置見回り ・カラス・ムクドリ一斉駆除 ・カラス捕獲活動 ・生息状況調査		山形市鳥獣被害防止対策協議会	1)捕獲わな R4.4.1～ R5.4.1～	1)捕獲わなの拡充、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動の強化により、1,550頭捕獲した。その他、わな見回りや調査などの実施隊活用を行った。 2)鳥獣被害対策実施隊とともに被害状況調査へ出動し、より確かな被害の把握に資することができた。 3)ICT捕獲機器の導入により、効率的な捕獲活動に寄与した。 4)鳥獣被害対策実施隊によるイノシシ、ニホンザル、ニホンジカの捕獲活動により、1,134頭捕獲した。 5)集落と山の境界で、イノシシ、ニホンザル等による農作物被害が多発していたことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において鳥獣被害対策実施隊が有害捕獲を行うとともに、集落を囲うように山際に侵入防止柵を設置。進入路となる河川や道路に誘導捕獲柵わな及び箱ワナを設置した。サル接近検知システムの活用、地域農家による道い払いを行いつつ、センサーカメラによる監視・遠隔操作を行い、侵入する個体の捕獲を実施した。これらの取組により、山形市におけるイノシシの有害捕獲捕獲頭数が増加したことにより、目標値には及ばなかったが、基準値と比較して、被害額については27%、被害金額については2%の達成率となった。	ニホンザル	R1	R5	R5		R1	R5	R5		ツキノワグマ 被害調査やバトロール活動を強化したほか、侵入防止柵の設置による被害防除に努めたが、近年、生息域の拡大により、被害面積及び被害額は増加した。指定管理鳥獣に指定されたことから、今後の対策状況を注視しつつ、これまで行っている被害防除対策を推進に取り組む。 ニホンザル、イノシシ 緊急捕獲活動による捕獲頭数の増加や広域侵入防護柵の設置等により、一定の防除効果は得られているものの、生息域の拡大及び個体数の増加が著しく、被害面積及び被害額は増加した。特に、侵入防止柵が未設置の農地において被害が増加しており、引き続き地域ぐるみによる広域侵入防護柵の設置、緩衝帯の整備など、捕獲と環境整備を効果的に組み合わせた被害防除対策の推進に取り組む。 鳥類 銃器による一斉捕獲等を行っているが、空からの侵入に対して根本的対策をとるのが難しく、被害面積及び被害額は増加した。これまで行っている対策を継続しつつ、放任果樹の伐採等の生息環境管理対策の推進に取り組む。	被害金額、被害面積ともに目標を達成できなかった。 鳥獣交付金を活用して地域の実情に合わせた鳥獣被害対策実施隊の活動を行っている。これまでの取り組みにより、ニホンザルやイノシシなどの被害金額は基準値より減っているものの、目標値は未達成である。また、ツキノワグマやハクビシンなど、基準値より被害金額が増加している獣種もある。引き続き実施隊活動を強化していくとともに、侵入防止柵の新規設置や、過去に設置した侵入防止策の適切な維持管理、放任果樹の伐採等、地域全体で鳥獣対策を行っていく必要がある
										ツキノワグマ	637	509	553	65.6	12.97	10.37	13.62	-25.0		
										カモシカ	368	294	478	-148.6	7.4	5.92	7.65	-16.9		
										イノシシ	205	164	167	92.7	3.95	3.16	2.84	140.5		
										ニホンジカ	1,537	1,229	1,455	26.6	29.81	23.84	29.7	1.8		
										ハクビシン	-	-	-	-	-	-	-	-		
										タヌキ	277	222	378	-183.6	4.3	3.44	3.49	94.2		
										ノウサギ	83	66	63	117.6	1.17	0.93	0.78	162.5		
										カラス	22	17	17	100.0	1	0.8	0.46	270.0		
										ムクドリ	739	591	690	33.1	8.71	6.96	7.75	54.9		
										ヒヨドリ	24	19	27	-60.0	0.47	0.37	0.41	60.0		
										オナガ	14	11	18	-133.3	0.15	0.12	0.38	-766.7		
										カワウ・サギ類	12	9	15	-100.0	0.15	0.12	0.21	-200.0		
										カワウ・サギ類	350	280	280	100.0	1	0.8	0.8	100.0		
合計	4,268	3,411	4,141	14.8	71.08	56.83	68.09	21.0												

山形県	県内全域	令和4年度	ニホンザルツキノワグマイノシシハクビシン	人材育成活動	<p><鳥獣被害対策指導者養成研修> 別添1のとおり</p> <p><地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> 別添2のとおり</p>	-	-	-	<p><鳥獣被害対策指導者養成研修> 市町村担当者、県関係者、市町村鳥獣被害対策実施隊員、農業者団体担当者等を対象に、被害対策の座学講習を実施(延べ174人)と電気柵設置の指導方法についての実技研修(延べ40人)を実施した。</p> <p><地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> モデル地区を県内2か所に設定し、地域ごとに異なる被害対策の悩みに対応した研修を実施した。専門のアドバイザーを派遣して、地域をフィールドとして、集落環境点検から侵入防止柵の設置に至るまで、総合的な対策を行った。知識の実践として、鳥獣被害対策指導者養成研修の受講生も活動に参加した。住民が主体となった鳥獣被害防止対策の成功事例を作り、2月の成果報告会で他地域に事業内容を普及した。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p><鳥獣被害対策指導者養成研修> 県内全域からの受講があり、地域における指導者の養成に資することができた。今回、研修の対象とする獣種を拡充し、実技講習に關しても対象とする対策を拡充したことから、参加者はより幅広い知識・対策について理解を深めることができた。</p> <p><地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業> 令和5年度はモデル地区を6地区にて取り組みを行い、広く普及することができた。また、成果報告会で他地域に成功事例を普及した。</p> <p><最新技術の活用による鳥獣被害対策及び生息状況調査実証> 別添2のとおり</p> <p><広域捕獲活動支援事業> 置賜地域を実施地域として、令和5年11月から令和6年1月までの期間で、イノシシの広域捕獲活動を実施。捕獲従事者数334名。</p>	
				新技術実証普及活動	<p><最新技術の活用による鳥獣被害対策及び生息状況調査実証> 別添2のとおり</p>				<p><最新技術の活用による鳥獣被害対策及び生息状況調査実証> 実施地区を県内3か所に設定し、ドローン技術(AI技術による画像診断、赤外線カメラによる生息状況調査)を活用し、集落環境点検及び生息状況調査、AIによる獣種判別活用した捕獲活動検証の他、地域住民が主体となって対策を考える研修会を開催した。2月の成果報告会で他地域に事業内容を普及した。</p>									<p><最新技術の活用による鳥獣被害対策及び生息状況調査実証> 実施地区を県内3か所で行い、成果報告会で他地域に事業内容を普及した。</p>		
				広域捕獲活動支援事業	<p><広域捕獲活動支援事業> 置賜地域を実施地域として、令和5年11月から令和6年1月までの期間で、イノシシの広域捕獲活動を実施。捕獲従事者数334名。</p>				<p><広域捕獲活動支援事業> イノシシの生息が拡大傾向にある置賜地域で、これまで捕獲が進んでいなかった市町村境界付近の林野部を含むエリアにおいて、イノシシの捕獲活動を行い96頭を捕獲した。</p>										<p><広域捕獲活動支援事業> 実施地域において、有害捕獲や狩猟による捕獲とは別に96頭を捕獲できたことから、イノシシに対する捕獲圧の増強が果たせた。これにより、地域における生息拡大・被害発生抑制・予防に繋がった。</p>	

注1:被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。

3:事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

4:「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

5:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価

今回評価対象となった9市町のうち、金額又は面積で目標を達成できたのは7市町であった。目標を達成できなかった市町について、主たる要因としては生息数及び範囲を拡大するツキノワグマ被害によるもので、特に柵設置などの対策がなされていない地区での被害が目立ったことから、広範囲の侵入防止柵の設置などの被害防除対策を中心に生息環境管理や捕獲対策を組み合わせた、総合的な対策の優れた取組みの普及・推進について各市町へ呼びかけていく。

別記様式第8号関係様式

鳥獣被害防止施設等設置後の被害状況等について

事業実施主体名	市町村名	地区名	竣工年月日	侵入防止柵の種類・設置距離	事業費(円)	国費(円)	被害金額(円) 被害面積(m ²) 被害量(kg)	被害が生じた場合の要因と事業実施主体等が講じた対応策	事業実施主体等が講じた設置にかかる指導内容	事業実施主体等が行っている維持管理方法	事業実施主体等における維持管理状況	都道府県における点検・指導状況	その他
山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	山形市	高瀬地区(上東山)	令和4年3月3日	ワイヤーメッシュ柵 3.2km	4,380,365	4,380,365	設置後は被害なし	-	メーカーによる設置方法の講習会を開催	地元振興会で維持管理を実施(点検・見回り)	地元より管理記録簿を提出してもらう		
山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	山形市	楯山地区(風間)	令和4年3月3日	ワイヤーメッシュ柵 5.4km	7,661,892	7,661,892	設置後は被害なし	-	メーカーによる設置方法の講習会を開催	地元振興会で維持管理を実施(点検・見回り)	地元より管理記録簿を提出してもらう		
山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	山形市	高瀬地区(休石)	令和4年11月19日	ワイヤーメッシュ柵 2.3km	3,500,057	3,263,700	設置後は被害なし	-	メーカーによる設置方法の講習会を開催	地元振興会で維持管理を実施(点検・見回り)	地元より管理記録簿を提出してもらう		
山形市有害鳥獣被害防止対策協議会	山形市	山寺地区	令和5年11月30日	ワイヤーメッシュ柵(一部電気柵の複合柵) 11.5km	19,800,000	1,980,000	設置後は被害なし	-	メーカーによる設置方法の講習会を開催	地元振興会で維持管理を実施(点検・見回り)	地元より管理記録簿を提出してもらう		
上山市鳥獣害防止対策協議会	上山市	東地区	令和1年12月10日	複合柵(WM柵+電気柵) 2700m	3,308,040	3,308,040	817,800円 798㎡ 2,127kg	侵入防止柵の反対側の山からの侵入があるため捕獲等に対応	侵入防止柵設置の際に納入業者からの設置指導を実施	東地区において草刈りや見回り等を行っている	適正に管理されており、大きな故障等は見られない状態		
上山市鳥獣害防止対策協議会	上山市	松沢地区	令和3年3月17日	WM柵 4,281m	3,321,389	2,280,000	設置後は被害なし	-	侵入防止柵設置の際に納入業者からの設置指導を実施	受益農家において草刈りや見回り等を行っている	適正に管理されており、大きな故障等は見られない状態		
上山市鳥獣害防止対策協議会	上山市	権現堂地区	令和3年9月15日	電気柵 3,054m	914,343	914,343	設置後は被害なし	-	侵入防止柵設置の際に納入業者からの設置指導を実施	地区において草刈りや見回り等を行っている	適正に管理されており、大きな故障等は見られない状態	危険表示板や電源の安全確保措置についてチラシを活用しながら周知するとともに、整備事業活用に当たっては安全講習会を実施することを市町村に義務付けている。また、令和6年9月に電気柵設置状況調査を行い、不適切な電気柵がないことを確認している。	
上山市鳥獣害防止対策協議会	上山市	小倉地区	令和3年10月11日	電気柵 16,021m	3,485,403	3,485,403	設置後は被害なし	-	侵入防止柵設置の際に納入業者からの設置指導を実施	地区において草刈りや見回り等を行っている	適正に管理されており、大きな故障等は見られない状態		
上山市鳥獣害防止対策協議会	上山市	細谷地区、阿弥陀地区	令和4年12月21日	複合柵(WM柵+電気柵) 2,500m	4,422,905	4,314,000	設置後は被害なし	-	侵入防止柵設置の際に納入業者からの設置指導を実施	地区において草刈りや見回り等を行っている	適正に管理されており、大きな故障等は見られない状態		
寒河江市鳥獣被害防止対策協議会	寒河江市	幸生地区、中郷①地区、中郷②地区	令和3年11月29日	電気柵(2段) L=3,000m	940,500	940,500	設置後は被害なし	-	設置時に資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	維持管理規定等に準じて適切に維持管理がなされているか、年数回程度点検や指導を実施。	地区住民による緩衝帯及び電気柵周辺の草刈りを実施		
【再評価】 飯豊町鳥獣被害対策協議会	飯豊町	中津川(川内戸)	R3.9.5	電気柵(3段) L=4,628m	1,053,932	1,053,932	設置後は被害なし	-	設置時に資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	維持管理規定等に準じて適切に維持管理がなされているか、年数回程度点検や指導を実施。	地区住民による緩衝帯及び電気柵周辺の草刈りを実施		
【再評価】 飯豊町鳥獣被害対策協議会	飯豊町	高峰(中通)地区	R3.9.14	電気柵(3段) L=3,730m	864,589	864,589	設置後は被害なし	-	設置時に資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	維持管理規定等に準じて適切に維持管理がなされているか、年数回程度点検や指導を実施。	地区住民による緩衝帯及び電気柵周辺の草刈りを実施		
【再評価】 飯豊町鳥獣被害対策協議会	飯豊町	中津川(高造路)	R4.10.17	電気柵(3段) L=1,450m	338,140	338,140	設置後は被害なし	-	設置時に資料を配付し、設置工事及び今後の管理について指導を行っている。	維持管理規定等に準じて適切に維持管理がなされているか、年数回程度点検や指導を実施。	地区住民による緩衝帯及び電気柵周辺の草刈りを実施		